平成２６年（フ）第２７６号
埼玉県熊谷市村岡143番地８　村岡ビューハイツＡ―203、旧住所埼玉県熊谷市小曽根837番地２
債務者　釵持　光司
1　決定年月日時　平成26年11月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月７日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２６年（フ）第１１０号
岐阜県多治見市三笠町２丁目１番地　メゾンエトワール508
債務者　平野ちか子
1　決定年月日時　平成26年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月７日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２６年（フ）第３５０号
愛知県岡崎市百々町字池ノ入11番地１　ハートランドまき103
債務者　岩瀬えい子
1　決定年月日時　平成26年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月７日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第３８１９号
大阪市大正区平尾５丁目９番19号　平尾マンション101号
債務者　大家　清美
1　決定年月日時　平成26年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３９１１号
大阪市福島区大開２丁目４番17号ブリリアンマンション801号室、住民票上の住所大阪市福島区大開３丁目９番16―207号
債務者　岩川　　優（旧姓竹林）
1　決定年月日時　平成26年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３９６１号
大阪府枚方市釈尊寺町26番37―501号
債務者　堀井　　薫
1　決定年月日時　平成26年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４２０７号
大阪市住吉区長居２丁目６番20号オムズコート305号
債務者　田端秀一郎
1　決定年月日時　平成26年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４２８１号
大阪市此花区春日出南２丁目10番５―402号
債務者　福島　信一
1　決定年月日時　平成26年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４３１１号
大阪市平野区喜連西３丁目16番３―409号
債務者　畑上まゆみ
1　決定年月日時　平成26年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４３４８号
大阪市西淀川区佃１丁目９番２号　レオパレスＭＡＴＳＵＤＡ205号室
債務者　山本　崇志
1　決定年月日時　平成26年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４３６４号
大阪市西淀川区姫島２丁目13番30号メタルフラット301号室
債務者　村上　由佳
1　決定年月日時　平成26年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４３６５号
大阪府大阪市住之江区御崎５丁目８番20号
債務者　橋本　　徹
1　決定年月日時　平成26年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４３９４号
大阪市鶴見区茨田大宮４丁目23番20―206号
債務者　稲葉　英幸（旧姓崎野）
1　決定年月日時　平成26年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４３９５号
大阪市西成区玉出東２丁目14番20号　帝塚山スカイマンション502
債務者　西澤　真希
1　決定年月日時　平成26年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４６７５号
大阪市浪速区桜川１丁目１番30―803号
債務者　安村　典子（旧姓村上）
1　決定年月日時　平成26年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４７００号
大阪府箕面市稲１丁目13番35号
債務者　為房　敏彰
1　決定年月日時　平成26年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第４７４７号
大阪市東淀川区豊新５丁目８番８―208号、前住所大阪市東淀川区豊里２丁目１番５―601号
債務者　蜷川　和子
1　決定年月日時　平成26年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部